



福岡医発第2620号（地）

平成28年1月5日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

戸籍届書の標準様式の一部改正等について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「がん登録等の推進に関する法律」（平成25年法律第111号）が平成28年1月1日より施行されることに伴い、法務省民事局長より法務局長および地方法務局長あて戸籍届書の標準様式中、死亡届の届書の標準様式の一部を改正する旨の通達がなされ、厚生労働省より日本医師会を通じて本会に対しても情報提供がありましたのでご連絡申し上げます。

今般の改正内容は、死亡届（別紙）の「記入の注意」に、「届けられた事項は全国がん登録にも用いられる」旨の文言が新たに追加されたものであります。

なお、医師が記載する死亡診断書の記載部分についての変更はなく、従前の様式による届書の様式については、平成28年1月1日以降も使用できるとされております。つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下関係医療機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

また、同日付けで厚生労働省大臣官房統計情報部長および厚生労働省健康局長より、各都道府県知事あてに「がん登録等の推進に関する法律に基づく死亡者情報票の作成について」が発出されておりますので、ご参考までに情報提供いたします。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 白石恒明
会長 廣瀬真恵

(地Ⅲ201)

平成27年12月28日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会常任理事

道永 麻里

戸籍届書の標準様式の一部改正等について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「がん登録等の推進に関する法律」（平成25年法律第111号）が平成28年1月1日より施行されることに伴い、法務省民事局長より法務局長および地方法務局長あて戸籍届書の標準様式中、死亡届の届書の標準様式の一部を改正する旨の通達がなされ、厚生労働省より本会に対しても情報提供がありましたのでご連絡申し上げます。

今般の改正内容は、死亡届（別紙）の「記入の注意」に、「届けられた事項は全国がん登録にも用いられる」旨の文言が新たに追加されたものであります。

なお、医師が記載する死亡診断書の記載部分についての変更はなく、従前の様式による届書の様式については、平成28年1月1日以降も使用できるとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管内郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

また、同日付けで厚生労働省大臣官房統計情報部長および厚生労働省健康局長より、各都道府県知事あてに「がん登録等の推進に関する法律に基づく死亡者情報票の作成について」が発出されておりますので、ご参考までに情報提供いたします。

事 務 連 絡
平成27年11月24日

各都道府県衛生主管部（局）
がん対策担当課 御中

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課

戸籍届書の標準様式の一部改正について

がん対策の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、法務省から法務局に対して、戸籍届書の標準様式の一部改正について通知されておりますので、別添のとおり情報提供いたします。死亡届の届書の標準様式において、「がん登録等の推進に関する法律に基づく全国がん登録（厚生労働省所管）にも用いられる」旨が明記されるものです。

死亡届に含まれる死亡診断書は、医師が記載するものですので、本通知については、保健所及び市区町村へ周知していただくとともに、管内の医療機関に対しても周知していただくよう御協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課
課長補佐 藤下 真奈美
TEL 03-5253-1111（内線 2924）
E-MAIL fujishita-manami@mhlw.go.jp

厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課
がん登録係長 山下 雄生
TEL 03-5253-1111（内線 4604）
E-MAIL yamashita-yuuki@mhlw.go.jp

法務省民一第 1 1 8 5 号

平成 2 7 年 1 0 月 3 0 日

法 務 局 長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局長

(公 印 省 略)

戸籍届書の標準様式の一部改正について（通達）

がん登録等の推進に関する法律(平成 2 5 年法律第 1 1 1 号)が平成 2 8 年 1 月 1 日から施行されることに伴い，同日から，昭和 5 9 年 1 1 月 1 日付け法務省民二第 5 5 0 2 号当職通達をもって示した戸籍届書の標準様式中，死亡届の届書の標準様式を別紙のとおり改めますので，これを了知の上，貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

なお，従前の様式による届書の用紙がある場合には，本通達実施後もこれを用いることができることとしますので，念のため申し添えます。

死亡届

平成 年 月 日 届出

長 殿

受 理 平 成 年 月 日 第 号		発 送 平 成 年 月 日					
送 付 平 成 年 月 日 第 号		長 印					
書類調査	戸籍記載						

(1) (よ み か た)

(2) 氏 名

(3) 生 年 月 日

(4) 死 亡 し た と き

(5) 死 亡 し た と 处 所

(6) 住 所 (住民登録をして
いるところ)

(7) 本 籍 (外国人のときは
国籍だけを書い
てください)

(8) 死 亡 し た 人 の
(9) 夫 また は 妻

(10) 死 亡 し た と き の
世 帯 の お も な
仕 事 と

(11) 死 亡 し た 人 の
職 業 ・ 産 業

そ
の
他

届 出 人

事 件 簿 番 号

氏 名		氏 名		☐ 男 ☐ 女	
年 月 日		年 月 日		(生まれてから30日以内に 死亡したときは生まれた 時刻も書いてください)	
平 成 年 月 日		平 成 年 月 日		☐ 午前 ☐ 午後	
番 地 番 号		番 地 番 号		番 地 番 号	
世帯主 の氏名		番 地 番 号		番 地 番 号	
筆頭者 の氏名		番 地 番 号		番 地 番 号	
☐ いる (満 歳)		☐ いない (☐ 未婚 ☐ 死別 ☐ 離別)			
☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯		☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯		☐ 3. 企業・個人商店等 (官公庁は除く) の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5)	
☐ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5)		☐ 5. 1 から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯		☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに死亡したときだけ書いてください)		職業		産業	
1. 同居の親族		2. 同居していない親族		3. 同居者	
4. 家主		5. 地主		6. 家屋管理人	
7. 土地管理人		8. 公設所の長		9. 後見人	
10. 保佐人		11. 補助人		12. 任意後見人	
住 所		番 地 番 号		番 地 番 号	
本 籍		番 地 番 号		筆頭者 の氏名	
署 名		印		年 月 日 生	
事 件 簿 番 号					

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。死亡したことを知った日からかぞえて7日以内に
出してください。死亡者の本籍地でない役場に出すときは、2通出して
ください (役場が相当と認めたときは、1通で足りることもあります。)。2通の場合でも、死亡診断書は、原本1通と写し1通でさしつかえ
ありません。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

内縁のものはふくまれません。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

死亡者について書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査 (統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)、がん登録等の推進に関する法律に基づく全国がん登録 (厚生労働省所管) にも用いられます。

死亡診断書 (死体検案書)

この死亡診断書 (死体検案書) は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。かい書で、できるだけ詳しく書いてください。

氏 名	1 男 2 女	生年月日	明治 昭和 大正 平成 (生まれてから30日以内に死亡したと きは生まれた時刻も書いてください)	年 月 日 午前・午後 時 分
死亡したとき	平成 年 月 日 午前・午後 時 分			
(12) 死亡したところ (13) 及びその種別	死亡したところの種別	1 病院 2 診療所 3 介護老人保健施設 4 助産所 5 老人ホーム 6 自宅 7 その他		
	死 亡 し た と 处 所	番 地 番 号		
	(死亡したところの種別1～5) 施 設 の 名 称			
(14) 死 亡 の 原 因	I	(ア) 直接死因		発病 (発症)
		(イ) (ア) の原因		又は受傷から死亡までの期間
		(ウ) (イ) の原因		◆年、月、日等の単位で書いてください
		(エ) (ウ) の原因		ただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください (例：1年3か月、5時間20分)
	II	直接には死因に関係しないがI欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等		
		ただし、欄が不足する場合は(エ)欄に残りを医学的因果関係の順番で書いてください		
手術	1 無 2 有	部位及び主要所見		手術年月日
解剖	1 無 2 有	主要所見		平成 昭和 年 月 日
(15) 死 因 の 種 類	1 病死及び自然死			
	外因死 不慮の外因死 { 2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火焰による傷害 } その他及び不詳の外因死 { 9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の外因 } 12 不詳の死			
(16) 外 因 死 の 追 加 事 項	傷害が発生したとき	平成・昭和 年 月 日 午前・午後 時 分	傷害が発生したところ	都道府市区町村
	傷害が発生したところの種別	1 住居 2 工場及び建築現場 3 道路 4 その他 ()		市 郡 町 村
	◆伝聞又は推定情報の場合でも書いてください			
(17) 生 後 1 年 未 満 で 病 死 し た 場 合 の 追 加 事 項	出生時体重	単胎・多胎の別	妊娠週数	
	グラム	1 単胎 2 多胎 (子中第 子)	満 週	
(18) 死 亡 し た 時 刻	妊娠・分娩時における母体の病態又は異状	母の生年月日	前回までの妊娠の結果	
	1 無 2 有	昭和 平成 年 月 日	出生児 死産児 人 胎 (妊娠満22週以後に限る)	
その他特に付言すべきことがら				
(19) 上 記 の と お り 診 断 (検 査) す る	診断 (検案) 年月日 平成 年 月 日			
	本診断書 (検案書) 発行年月日 平成 年 月 日			
	(病院、診療所若しくは介護老人保健施設等の名称及び所在地又は医師の住所)			
(氏名)		医師		番 地 番 号 印

記入の注意

一 生年月日が不詳の場合は、推定年齢をカッコを付して書いてください。

一 夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。

一 「老人ホーム」は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいいます。

一 傷病名等は、日本語で書いてください。
I 欄では、各傷病について発病の型 (例：急性)、病因 (例：病 原 体 名)、部位 (例：胃噴門部がんと)、性状 (例：病理組織型) 等もできるだけ書いてください。

一 妊娠中の死亡の場合は「妊娠満何週」、また、分娩中の死亡の場合は「妊娠満何週の一分娩中」と書いてください。

一 産後42日未満の死亡の場合は「妊娠満何週産後満何日」と書いてください。

一 I 欄及びII欄に関係した手術について、術式又はその診断名と関連のある所見等を書いてください。紹介状や伝聞等による情報についてもカッコを付して書いてください。

一 「2 交通事故」は、事故発生からの期間にかかわらず、その事故による死亡が該当します。
「5 煙、火災及び火焰による傷害」は、火災による一酸化炭素中毒、窒息等も含まれます。

一 「1 住居」とは、住宅、庭等をいい、老人ホーム等の居住施設は含まれません。

一 傷害がどういう状況で起こったかを具体的に書いてください。

一 妊娠週数は、最終月経、基礎体温、超音波計測等により推定し、できるだけ正確に書いてください。
母子健康手帳等を参考に書いてください。

事 務 連 絡
平成27年11月24日

各都道府県衛生主管部（局）
がん対策担当課 御中

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課

がん登録等の推進に関する法律に基づく死亡者情報票の作成について

がん対策の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

がん登録等の推進に関する法律に基づく死亡者情報票の作成について、別添のとおり通知いたしますので、保健統計主管課と共有の上、保健所及び市区町村への周知をお願いいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課
課長補佐 藤下 真奈美
TEL 03-5253-1111（内線 2924）
E-MAIL fujishita-manami@mhlw.go.jp

厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課
がん登録係長 山下 雄生
TEL 03-5253-1111（内線 4604）
E-MAIL yamashita-yuuki@mhlw.go.jp

統発 1124 第 1 号

健発 1124 第 2 号

平成 27 年 11 月 24 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省大臣官房統計情報部長

(公 印 省 略)

厚生労働省健康局長

(公 印 省 略)

がん登録等の推進に関する法律に基づく死亡者情報票の作成について

がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。）が平成 25 年 12 月 13 日に公布され、平成 28 年 1 月 1 日に施行されることとなったところである。

法第 11 条においては、市町村長（指定都市にあつては区長とする。）は死亡者情報票を作成し、保健所の長に提出することとされている。さらに、保健所の長はそれを都道府県知事に提出し、都道府県知事は厚生労働大臣に提出することとされている。

この死亡者情報票に記録又は記載される情報は、がん登録等の推進に関する法律施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 137 号）第 16 条において、人口動態調査令施行細則（昭和 23 年厚生省令第 6 号）様式第 2 号により届け出られた情報とされていることから、その作成事務の簡素合理化を図ることを考慮した措置として、人口動態調査の死亡票の作成及び提出することをもってこれに替えることができるものとする。

ついては、上記について御了知の上、貴管内保健所長及び市町村長（指定都市、中核市及び保健所を設置する市の市長並びに特別区の区長を含む。）への周知方お願いする。

○がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)

(死亡者情報票の作成及び提出)

- 第十一条 市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長とする。次項において同じ。)は、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡の届書その他の関係書類に基づいて、死亡者情報票(死亡した者に関する氏名、性別、生年月日、死亡の時ににおける住所、死亡の日、死亡の原因、死亡診断書の作成に係る病院又は診療所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める情報の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)又はこれらの情報を記載した書類をいう。以下この章において同じ。)を作成し、これを都道府県の設置する保健所の長(地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市又は特別区にあっては、当該市又は特別区の設置する保健所の長)に提出しなければならない。
- 2 前項の保健所の長は、同項の規定により市町村長から提出された死亡者情報票を審査し、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の規定により第一項の保健所の長から提出された死亡者情報票を審査し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

○がん登録等の推進に関する法律施行規則(平成二十七年厚生労働省令第百三十七号)

(死亡者情報票に記載する情報)

- 第十六条 法第十一条第一項の厚生労働省令で定める情報は、死亡した者に関する氏名、性別、生年月日、死亡の時ににおける住所、死亡の日、死亡の原因、死亡診断書の作成に係る病院又は診療所の名称及び所在地その他の人口動態調査令施行細則(昭和二十三年厚生省令第六号)様式第二号により届け出られた情報とする。

○人口動態調査令施行細則(昭和二十三年厚生省令第六号)

- 第一条 市町村長は、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の届出(死亡及び死産については官庁又は公署の報告を含む。以下同じ。)を受けたときは(他の市町村長が受理した届書を戸籍簿記載のため送付して来た場合を除く。)、これに基き、すみやかに人口動態調査票を作成しなければならない。
- 2 (略)
- 第二条 市町村長は、人口動態調査票を作成したときは、遅滞なくこれに人口動態調査票市町村送付票(以下「市町村送付票」という。)を添え、保健所の所管区域によつて、当該保健所長に送付しなければならない。
- 第三条 保健所長は、毎月、市町村長から送付された人口動態調査票のうち、前月中の出生、死亡及び死産であつてその月の十四日までに届出があつたものに係る分(前々月以前の出生、死亡及び死産であつて前月の十五日からその月の十四日までの間に届出があつたものに係る分を含む。)並びに前月中に届出があつた婚姻及び離婚に係る分をとりまとめ、これに人口動態調査票保健所送付票(以下「保健所送付票」という。)を添えて、その月の二十五日までに都道府県知事に送付しなければならない。ただし、保健所を設置する市の保健所にあつては、市長を経由しなければならない。
- 第四条 都道府県知事は、保健所長から人口動態調査票の送付を受けたときは、これに人口動態調査票都道府県送付票(以下「都道府県送付票」という。)を添えて、送付を受けた日の属する月の翌月五日までに厚生労働大臣に送付しなければならない。
- 第六条 出生票、死亡票、死産票、婚姻票、離婚票、出生小票、死亡小票、市町村送付票、保健所送付票及び都道府県送付票の様式は様式第一号から様式第十号までによる。

様式第2号（第6条関係）

数字記入例

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

人口動態調査死亡票 2

平成 年 月 日 市区町村受付

統計法に基づく
基幹統計調査

平成 年 月 日 保健所受付

照会

市区町村符号及び保健所符号

事件簿番号

(1) 氏 名 (3) 生 年 月 日 (4) 死 亡 し た と き

(2) 男 女 別 (6) 死 亡 し た 人 の 住 所

(7) 死亡した人の国籍 (8)(9) 死亡した人の夫または妻

(10) 死亡したときの世帯の主な仕事 (11) 死亡したときの職業・産業 (12)(13) 死亡したところの種別

原死因符号 外因の状況符号 発生したところ符号 傷害発生したところ符号 母側符号

(14) 死 亡 の 原 因

(15) 死因の種類

(16) 外因死の追加事項 (17) 出生時体重 単胎・多胎の別 妊娠週数

(19) 施設の所在地又は医師の住所及び氏名

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。

この調査の対象となっている市区町村長には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。